

#### (14) 駐車場等

ア. 駐車場および駐輪場(以下「駐車場等」という。)は道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

イ. 地下または屋内の駐車場等においては駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。

ウ. 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。

エ. 駐輪場にあっては、駐輪の用に供する部分の床面において3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用バーラック<sup>(注4)</sup>、サイクルラック<sup>(注5)</sup>の設置により自転車等の盗難防止に努める。



## 2 防犯機器の設置

### (1) 防犯カメラ

ア. 防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点から、有効な位置、台数等を検討して配置する。

イ. 防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要な照度を確保するとともに、屋外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、または照明設備の汚損、損傷、照度の不足等により、その機能が低下することがないよう、定期的に点検整備をする。

ウ. 出入口およびカウンター前の人物を確実に撮影できる角度で設置する。

エ. 事務室等に防犯カメラのモニターテレビおよび録画装置を設置し、適切な管理および運用に努める。

オ. 録画装置における録画は、犯行の状況を確認できる画質で行う。

カ. 適宜、録画装置の記録時刻を確認し、正確な時刻に合わせる。

キ. 記録した画像は、法令に基づく場合および捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合を除き、2週間程度保存するとともに、適切な管理を行う。



### (2) その他の防犯機器

ア. 防犯ミラーは、見通しの補完および犯罪抑止の観点から有効な位置、台数等を検討して適切に配置する。

イ. 犯罪の発生等の非常時において外部に連絡する装置を起動させるためのボタン、インターホン等および警報ベルは、有効な台数を適切な位置に配置する。

なお、これらの位置を表示して利用者に周知するとともに、周辺に操作の障害となる物品を置かない。

ウ. 万引き防止のために、万引き防止用機器<sup>(注6)</sup>を導入することが望ましい。

エ. 防犯機器については、定期的に保守点検を行う。

### 3 防犯体制の整備

#### (1) 防犯責任者の設置

- ア. 深夜商業施設、大規模小売店舗ごとに当該施設の業務内容に精通し、従業員に対して指導的立場にある者の中から防犯責任者を選任し、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進するものとする。
- イ. 防犯責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。
- (ア) 防犯カメラその他の防犯機器の点検整備および操作要領の習熟
- (イ) 強盗等の犯罪の発生時に備えた対応マニュアルの整備
- (ウ) 従業員に対する防犯に関する指導等
- ・強盗等の犯罪の発生時における犯人の確認、警察への通報
  - 等の従業員の役割分担の決定および従業員への徹底
  - ・定期的な防犯訓練の実施
  - ・防犯カメラその他の防犯機器の操作要領等の指導
- (エ) 犯罪被害者等が施設に助けを求めてきた場合に従業員が講ずべき措置の指導



#### (2) 警戒要領

- ア. 施設や店舗内外の整理整頓に努め、周囲からの見通しを確保するとともに、常に内外の警戒と不審者の発見に努める。
- イ. 深夜時間帯における施設周辺や店舗周辺の警備は、可能な限り警備業者に委託するなど、巡回を強化する対策を講じる。
- ウ. 深夜における勤務態勢は、複数人によるものとする。



#### (3) 現金の管理

- ア. 金庫の鍵は適切な管理に努める。
- なお、深夜時間帯においては、施設外での保管に努める。
- イ. 現金の輸送は、必ず複数人で行う。
- ウ. レジスター内の現金は業務に支障のない程度の額に留め、多額の現金は金庫に移し替えて保管する。

### 4 地域との連携等

#### (1) 住民等との連携

施設周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努める。

#### (2) 警察との連携

施設の所在地を管轄する警察署と常に情報交換を行い、犯罪発生や不審者について迅速な連絡に努めるとともに、施設に防犯機器を設置する場合は警察署の意見を聴くよう努める。

#### (3) 迷惑行為への対応

施設周辺において利用者等が長時間にわたって居座り、大声を出して騒ぐなど地域の住民に対して迷惑行為を行うことを防止するため、施設周辺を巡回し、迷惑行為を行う利用者等に対して注意を行うとともに、必要に応じて警察に通報する。

#### (4) 地域の安全拠点としての機能

- ア. 犯罪被害者等が助けを求めてきた場合は、施設内の安全な場所に退避させるとともに、速やかに警察等へ通報するなど、緊急避難場所としての機能の発揮に努める。
- イ. 地域の防犯に関する情報を随時提供するなど、利用者が犯罪に遭わないよう注意喚起に努める。



(注1)「自動施錠機能付き扉」とは、ホテル客室扉など、扉を閉めると自動的に施錠され、鍵で施錠する必要のない扉をいう。

(注2)「防犯建物部品」とは、侵入犯罪の防止を図るため、関係省庁および建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が平成16年4月に取りまとめ、公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている高い防犯性能を有することが第三者機関によって確認されたドア、錠、サッシ、ガラス、ウインドウフィルム、シャッターなどの建物部品をいう。

(注3)「平均水平面照度」とは、床面における平均照度をいう。

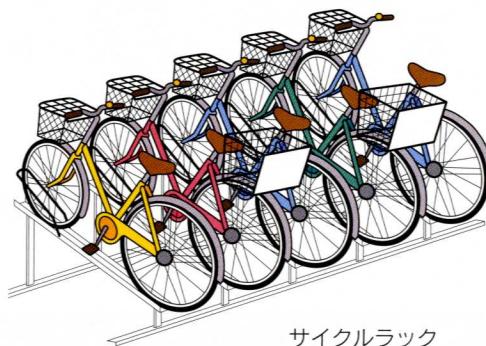
(注4)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定された金属製の棒(バー)と自転車、オートバイ等をチェーン錠で連結することにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止する装置をいう。

(注5)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同等の機能を有する装置で1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

(注6)「万引き防止用機器」とは、商品に特殊な札等(タグ)を付けそれを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベル商品にはり付け、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」などの機能を有する設備をいう。



バーラックにチェーン錠を結束



サイクルラック

※この指針は、事業者のみなさんに義務を負わせたり、規制を課すものではなく、自発的な防犯対策を促すものです。

深夜商業施設・大規模小売店舗に関する防犯上の指針は、  
滋賀県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.jp/c/anzen/sisin/index.html>

【お問い合わせ先】

県民活動課(安全なまちづくり担当)TEL 077-528-3414/FAX 077-528-4838

## 店舗内の防犯対策のポイント



## 駐車場・駐輪場の防犯対策のポイント

